

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

投資一任口座による株の譲渡

Q : 私は、証券会社と投資一任契約を結んで運用を任せています。この契約に基づく所得はどのような取扱いになるのですか？

A : 雑所得又は事業所得となります。

【解説】

最近、証券会社と投資一任契約を結び、証券会社にその運用を任す「ラップ口座」取引が増加しているようです。

このラップ口座取引による所得の取扱いは、法令等で明確にされていませんが、証券会社の事前照会によって、雑所得又は事業所得として取り扱って問題ないということが確認されています。

これは、営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡は譲渡所得に該当せず、その譲渡が事業として行われたものであれば事業所得、事業として認められる程度にいたらないものは雑所得になるという取扱いに準じたものですが、保有期間が1年以内の株式等を譲渡するラップ取引については、保有目的であるとはいえないため、事業所得又は雑所得とに該当するという事です。

なお、ラップ取引にかかる証券会社への固定報酬や成功報酬が収入を得るための必要経費に該当するかどうかについても同時に事前照会されており、これについては、必要経費に算入して差し支えないとの確認が得られています。

